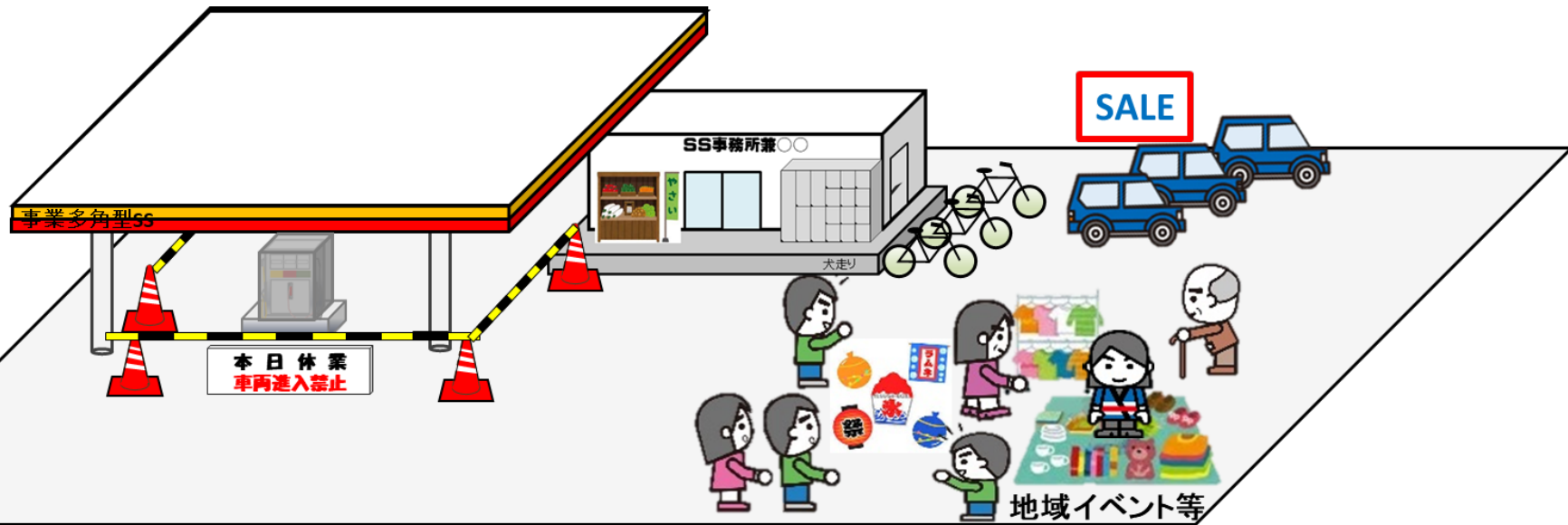


< 営業時間外におけるスペース活用のニーズ（イメージ） >



関連する主な消防法令上の規定

【危険物の規制に関する政令（抜粋）】

（通則）

第二四条 法第十条第三項の製造所等においてする危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

二 製造所等においては、**みだりに火気を使用しない**こと。

三 製造所等には、**係員以外の者をみだりに出入させない**こと。

四 製造所等においては、常に整理及び清掃を行うとともに、**みだりに空箱その他の不必要な物件を置かない**こと。

十三 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスがもれ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。

（取扱いの基準）

第二七条 法第十条第三項の危険物の取扱いの技術上の基準は、第二十四条及び第二十五条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、危険物の取扱いの技術上の基準は、次のとおりとする。

一 給油取扱所（第十七条第三項第一号から第三号までに掲げるもの及び顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所を除く。）における取扱いの基準

チ 自動車等に給油するときその他の総務省令で定めるときは、固定給油設備又は専用タンクの注入口若しくは通気管の周囲で総務省令で定める部分においては、他の自動車等が駐車することを禁止するとともに、自動車等の点検若しくは整備又は洗浄を行わないこと。

ヲ 物品の販売その他の総務省令で定める業務は、総務省令で定める場合を除き、第十七条第一項第十七号の建築物（屋内給油取扱所にあつては、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分）の一階（総務省令で定める部分を除く。）のみで行うこと。

ワ **給油の業務が行われていないときは、係員以外の者を出入させないため必要な措置を講ずる**こと。

【危険物の規制に関する規則（抜粋）】

（給油取扱所の建築物）

第二五条の四 令第十七条第一項第十六号（同条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める用途は、次のとおりとする。

二 給油、灯油若しくは軽油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に出入する者を対象とした店舗、飲食店又は展示場

（給油するとき等の基準）

第四〇条の三の四 令第二十七条第六項第一号チの総務省令で定めるとき及び同号チの総務省令で定める部分は、次の各号のとおりとする。

一 自動車等に給油するとき 固定給油設備（ポンプ室に設けられたポンプ機器及び油中ポンプ機器を除く。）から次の表に掲げる固定給油設備の区分に応じそれぞれ同表に定める距離以内の部分（第二十五条の四第一項第三号及び第四号の用途に供する部分で、床又は壁で区画されたものの内部を除く。）

固定給油設備の区分		距離
懸垂式の固定給油設備		四メートル
その他の固定給油設備	最大給油ホース全長が三メートル以下のもの	四メートル
	最大給油ホース全長が三メートルを超え四メートル以下のもの	五メートル
	最大給油ホース全長が四メートルを超え五メートル以下のもの	六メートル

関連する主な消防法令上の規定（続き）

二 移動貯蔵タンクから専用タンクに危険物を注入するとき 専用タンクの注入口から三メートル以内の部分及び専用タンクの通気管の先端から水平距離一・五メートル以内の部分

（物品等の販売等の基準）

第四〇条の三の六 令第二十七条第六項第一号ヲの総務省令で定める業務は、第二十五条の四第一項第二号に掲げる**店舗、飲食店又は展示場の用途に係る業務**とする。

2 令第二十七条第六項第一号ヲの総務省令で定める場合は、次に掲げる場所において前項の業務を行う場合とする。ただし、火災の予防上危険がある場合又は消火、避難その他の消防の活動に支障になる場合を除く。

- 一 容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物の二階
- 二 建築物の周囲の空地（自動車等の通行が妨げられる部分を除く。）

（危険物保安監督者の業務）

第四八条 法第十三条第一項の規定により、製造所等の所有者、管理者又は占有者が危険物保安監督者に行わせなければならない業務は、次のとおりとする。

- 二 火災等の災害が発生した場合は、作業者を指揮して応急の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関その他関係のある者に連絡すること。
- 三 危険物施設保安員を置く製造所等にあつては、危険物施設保安員に必要な指示を行ない、その他の製造所等にあつては、第五十九条各号に掲げる業務を行なうこと。
- 四 火災等の災害の防止に関し、当該製造所等に隣接する製造所等その他関連する施設の関係者との間に連絡を保つこと。

（予防規程に定めなければならない事項）

第六〇条の二 法第十四条の2第一項に規定する総務省令で定める事項は、次項、第四項又は第六項に定める場合を除き、次のとおりとする。

十四 前各号に掲げるもののほか、危険物の保安に関し必要な事項

< 関連通知等 >

- | | |
|------------------------|--|
| ○昭和62年4月28日付け消防危第38号 | 「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について」 |
| ○昭和62年6月17日付け消防危第60号 | 「給油取扱所の規制事務に関する執務資料の送付について」 |
| ○平成9年3月25日付け消防危第27号 | 「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」 |
| ○平成13年11月21日付け消防危第127号 | 「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用について」 |
| ○平成24年3月16日付け消防危第77号 | 「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について」 |
| ○平成28年3月25日付け消防危第44号 | 「呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保に関する指針について」 |
| ○令和2年3月27日付け消防危第88号 | 「給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について」 |
| ○令和2年3月30日付け事務連絡 | 「給油取扱所に関する参考資料の送付について」 |

背景等

現行の技術基準（※スライド2,3参照）における運用では、夜間・休日等、給油の業務が行われていないときは、いたずらや放火等による事故を防止する観点から、顧客等の従業員以外の者を出入りさせないため、ロープ等による囲い等の措置を講ずることとされている。（昭和62年4月28日付け消防危第38号）

令和元年12月の省令改正により屋外での物品販売等が可能となったこと（令和2年4月1日施行）により、営業時間外に宅配ボックス利用のための顧客が施設に立ち入ることや、休日等に給油取扱所敷地内でイベントを開催することなど、給油業務の行われていない時間帯であっても施設の利用が可能となる方策について検討が求められている。

このことについては、現行基準の趣旨を踏まえ、**①車両衝突・いたずら等による事故等の防止、②火災等緊急時の措置、③避難**等の安全管理策を講ずる必要がある。

参考



中古車展示販売の状況（営業時間内）

営業時間外におけるスペース活用に伴う影響

<期待できる効果（メリット）>

- 施設の日常的な有効活用、活用の充実
 - ・地域コミュニティインフラとしての活用
 - ・災害時等における避難所
 - ・過疎地域におけるセーフティネットの役割
 - ・多角化・多機能化による生産性の向上

<想定される課題・リスク（デメリット）>

- 危険物施設の管理（車両衝突・いたずら等）
- 火災・漏えい事故等の緊急時の措置、避難及び連絡体制等（SS従業員、保安監督者の不在）
- その他、危険物施設に不特定多数が集まることによる想定外のリスク

給油取扱所の営業時間内における 屋外での物品販売等の実例

【多角化・多機能化による生産性の向上】

<屋内スペース（建築物）の活用>

- コンビニエンスストア
- 飲食店
- コインランドリー
- 理容（美容）室

<屋外スペース（周囲の空地）の活用>

- タイヤ販売
- 中古車販売
- カーシェアリング
- 自動販売機
- 野菜直売
- キッチンカー

【地域のコミュニティインフラとしての活用】

<屋内スペース（建築物）の活用>

- かけこみ110番

<屋外スペース（周囲の空地）の活用>

実例なし

給油取扱所の営業時間外における 屋外での物品販売等のニーズ

【多角化・多機能化による生産性の向上】

<屋内スペース（建築物）の活用>

- レンタルオフィス
- フィットネスジム
- 一時休憩所
- ネットカフェ
- 学習塾
- カプセルトイ等の無人販売

<屋外スペース（周囲の空地）の活用>

- E V充電サービス ※
- 洗車場（24時間）
- 駐車場（コインパーキング）
- 自動車の展示販売等の自動車に関連する事業
- 各種レンタル・シェアリング事業
- パーク&ライド拠点
- 宅配ボックス（24時間）
- 荷さばき所、配達等物流の中継拠点（動脈物流拠点）
- 資源ゴミ等リサイクル一時集積・回収の中継拠点（静脈物流拠点）
- 精米機
- ドローンステーション

※平成24年3月16日付け消防危第77号「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について」

【地域のコミュニティインフラとしての活用】

<屋内スペース（建築物）の活用>

- 地域交流イベント（集会）
- スポーツ観戦等パブリックビューイング
- 一時避難場所






<屋外スペース（周囲の空地）の活用>

- 祭事
- 地域交流イベント（集会）
- 朝市、日曜日、フリーマーケット
- スポーツ観戦等パブリックビューイング
- 防災倉庫の設置

リスクアセスメント及び講ずべき安全対策・措置

赤字：ハード面の対策

青字：ソフト面の対策

発生箇所	リスク要因	リスク	講ずべき安全対策・措置
<ul style="list-style-type: none"> ○固定給油設備 ○固定注油設備 ○注入口 ○通気管 ○簡易タンク ○建築物 ○存置された物件 	<ul style="list-style-type: none"> ○車両等の衝突による事故 ○火気の使用 (たばこ・コンロ等裸火の使用) ○放火 ○静電気 ○火花の発生する可能性があるものの使用 	<p>火災</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○車両進入禁止区域の設定 (パイロン、進入防止柵、ロープ等) ○人の進入禁止区域の設定 (固定給油設備等、注入口、通気管、簡易タンクなどの危険物を取り扱う部分の周囲) ○消火器等消火設備の設置 ○営業時間外の利用に供さない部分の施錠 ○裸火等火気の使用禁止 ○可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲での火花の発生する可能性があるものの使用禁止 ○不必要な物件の放置の禁止 (管理の徹底) ○予防規程への明記 (市町村長等の認可)
<ul style="list-style-type: none"> ○固定給油設備 ○固定注油設備 ○注入口 ○通気管 ○簡易タンク 	<ul style="list-style-type: none"> ○車両等の衝突による事故 ○いたずら ○設備の誤作動 	<p>漏えい</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○車両進入禁止区域の設定 (パイロン、進入防止柵、ロープ等) ○人の進入禁止区域の設定 (固定給油設備等、注入口、通気管、簡易タンクなどの危険物を取り扱う部分の周囲) ○営業時間外の利用に供さない部分の施錠 ○設備・機器等へのいたずら防止カバーの設置 ○固定給油設備等のノズルの施錠 ○設備の電源遮断 (分電盤・配電盤等)
<ul style="list-style-type: none"> ○建築物 ○空地 	<ul style="list-style-type: none"> ○危険物保安監督者等給油取扱所関係者の不在 ⇒事故等緊急時の未対応 ○存置された物件 ⇒延焼拡大、消防活動の阻害 	<p>周囲への影響</p> <p>(延焼拡大・漏えい拡大)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急連絡先を含む緊急時の対応に関する表示 ○不必要な物件の放置の禁止 (管理の徹底) ○危険物保安監督者等給油取扱所関係者の立会い ○給油取扱所と施設利用者 (イベント等主催者) 側との間における責任関係の明確化 (契約・規約等) ○予防規程への明記 (市町村長等の認可)
<ul style="list-style-type: none"> ○建築物 	<ul style="list-style-type: none"> ○不特定多数の利用 ○避難に支障があると考えられる用途に供する部分 	<p>人命危険</p> <p>(逃げ遅れ)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物内部における利用の制限 ○避難経路の確保 ○収容人員又は利用者数の制限・管理⇒確実な避難対策 ○避難に支障があると考えられる用途の利用制限 ○予防規程への明記 (市町村長等の認可)
<ul style="list-style-type: none"> ○固定給油設備 ○固定注油設備 ○注入口 ○通気管 ○簡易タンク ○建築物 	<ul style="list-style-type: none"> ○車両等の衝突による事故 ○いたずら 	<p>設備の破損</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○車両進入禁止区域の設定 (パイロン、進入防止柵、ロープ等) ○人の進入禁止区域の設定 (固定給油設備等、注入口、通気管、簡易タンクなどの危険物を取り扱う部分の周囲) ○営業時間外の利用に供さない部分の施錠 ○設備・機器等へのいたずら防止カバーの設置 ○固定給油設備等のノズルの施錠 ○設備の電源遮断 (分電盤・配電盤等)

屋外

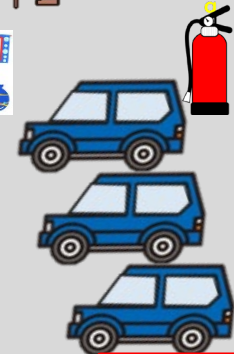
- 裸火等火気の使用禁止
- いたずら防止カバー又はノズルの施錠等
- 車両進入禁止措置
- 不必要な物件の放置の禁止
- 消火設備の設置
- 緊急連絡先・指示事項等の表示

洗車機

火災・事故等の緊急時の連絡先
危険物施設保安監督者○○○○
012-3456-7890



地域イベント等



SALE

屋内

- いたずら防止カバー
- 施錠管理
- 消火設備の設置
- 緊急連絡先・指示事項等の表示
- 利用用途の制限
- 収容人員の制限・管理
- 避難経路の確保

事務所

いたずら防止カバーの例

火災・事故等の緊急時の連絡先
危険物施設保安監督者○○○○
012-3456-7890



整備室

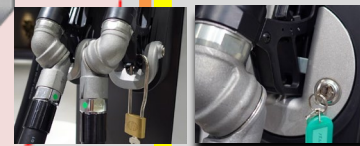
いたずら防止カバーの例

固定給油設備（地上式）
（ホース全長 + 1m = 4~6m以内）

給油空地

固定給油設備（懸垂式）
（4m以内）

【ノズル施錠例】

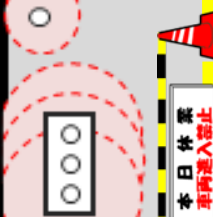


※株式会社タツノ提供

車両進入禁止範囲



通気管
（1.5m以内）



注入口
（3m以内）

注油空地



固定注油設備

本日休業
車両進入禁止



車両進入禁止範囲



注入口
（3m以内）

注油空地



固定注油設備

本日休業
車両進入禁止



本日休業
車両進入禁止



：危険物を取り扱う部分（危政令第27条第6項第1号チ、省令第40条の3の4）

◎過疎地域において、給油取扱所は、地域社会の重要なインフラの一つとしての役割も担っていることから、以下の利用については、一定の配慮が必要。

屋内スペース（建築物）の活用

一時避難場所 等



物品販売と同様の安全対策によって、安全性の担保可能

屋外スペース（周囲の空地）の活用

祭礼・イベント等の一時的な利用 等

○不特定多数の者が集まることによる想定外のリスクが考えられる

☞ **事前の把握 + 防火管理体制の徹底が重要**

○一時的な利用のため予防規程に記載すべき事項としては適当でない

☞ **火災予防条例（例）第5章の2「屋外催しに係る防火管理」**の例によるなど、既存の届出及び防火管理の制度を活用

安全対策 + 届出 + 防火管理体制の徹底により安全を担保

※給油取扱所（施設管理者）側と施設利用者（イベント等主催者）側との間における責任関係の明確化（契約・規約等）も重要

営業時間外におけるスペース活用（現存する給油取扱所の事業継続に係る各方策）

背景等

- 給油取扱所は、危険物の適切な貯蔵・取扱いをはじめ、敷地内の適切な安全管理により安全を担保。
- 社会情勢の変化により、給油取扱所を地域の拠点として、営業時間外にも給油以外の業務を行いたい要望。
- 事故防止の観点から、ハード・ソフトの両面から、①車両衝突・いたずら等による事故等の防止、②火災等緊急時の措置、③避難等の安全管理策を検討。

安全対策の技術的検討

【物的（ハード）対策】

- いたずら・給油設備等の誤作動の防止措置 [屋内/屋外]
- 利用に供さない部分の施錠 [屋内/屋外]
- 危険物を取り扱う部分への進入禁止措置 [屋外]
- 消火器等消火設備の設置 [屋内/屋外]
- 緊急時の対応・措置に関する表示（緊急連絡先・指示事項等） [屋内/屋外]

<営業時間外におけるスペース活用の際の講ずべき安全対策・措置のイメージ>



【人的（ソフト）対策】

- 裸火等火気の使用禁止
- 不必要な物件の放置禁止 [屋外]
- 危険物保安監督者等給油取扱所関係者の立会い
- 避難経路の確保 [屋内]
- 利用用途の制限
 - ➡ 避難困難となりうる用途を避ける
- 収容人員又は利用者数の制限・管理
 - ➡ 確実な避難対策
- 給油取扱所と施設利用者（イベント等主催者）側との間における責任関係の明確化

- 危険物の適切な貯蔵・取扱い等の管理のため、ハード・ソフトの両面から安全管理が行えることを前提に、店舗、飲食店又は展示場（と類する）用途に係る業務について、営業時間外の活動を認める。
- 予防規程又は予防規程に関連する文書への記載。
- 祭礼・イベント等の一時的な対応は、上記対応と同等の対応に加え、届出による当該利用の把握及び防火管理の徹底（火災予防条例（例）第5章の2の例など）が必要。
- 危険物保安監督者等において、当該施設の危険物保安を行うこと。